

個人情報保護制度部会 補足資料 2

◎ 死者の情報に関する番号法の趣旨との整合性の例

- 番号法の規定が自治体に直接適用される条項については、市条例の定義いかんにかかわらず、死者の情報は特定個人情報には含まれない。このため、条例で死者の情報を特定個人情報に含めた場合において、番号法の規定と条例の規定が整合性を保っているか否か、又は番号法の規定の趣旨を乱すことにはならないか、という観点での整理を試みた。

≪例 1 番号法の直接適用 「個人番号」と同法 19 条の提供制限≫

① 「個人番号」に関する規定

※ 番号法の「個人番号」に関する規制は、条例の「個人情報」の定義のいかんに関係なく適用があるものと解されるのではないか。

- 死者の情報は、番号法上の「特定個人情報」ではないが、死者の「個人番号」は番号法規制がかかる(宇賀「番号法逐条解説」P23)。よって、

(「個人番号」関係の規制)

- 死者の個人番号の利用範囲の規制(9条)
- 死者の個人番号の適切な管理義務(12条)
- 死者の個人番号の提供の規制(14条、15条)

については、市の特定個人情報の定義の如何にかかわらず、規制が及ぶ。

② 番号法 19 条 (特定個人情報の提供) の規定

(「特定個人情報」関係の規制)

◎ 死者の個人番号を含む個人情報の提供(情報提供ネットワークシステム利用時を除く。番号法 19 条)

※ 条例の個人情報(特定個人情報)の定義に死者の情報を含めたとしても、番号法との抵触・矛盾は生じないものと解されるのではないか。

(番号法上の死者の特定個人情報の提供制限の範囲)

- 個人番号をその内容に含む死者の情報(以下「特定死者情報」という。)は、法律上の「特定個人情報」ではないため、番号法 19 条の提供制限の適用はない。
- よって、自治体の条例による個人情報の提供のルールが適用される(「特定死者情報」については、条例の定義に死者の情報を含まない場合には条例の規定に従って提供でき、条例の定義に死者の情報を含めた場合は条例の規定によって番号法 19 条の制限と同様の制限を課すこととなる。

※ 「特定死者情報」の提供を条例で番号法 19 条と同様の制限に服せしめることは、

番号法の趣旨に反し、又は矛盾するとまでは言えないのではないか。

- ※ また、番号法の特定個人情報の定義に死者の情報が含まれていないとしても、「特定死者情報」は生存する遺族の特定個人情報でもあるとの解釈からすると(後⑤参照)、実質的には特定死者情報も内容に含んでいるものといえ、こう解するならば条例の定義に死者の情報を含んだ取り扱いと実質的には同様の取り扱いとなると解されるのではないか。

(なお、個人番号を除いた部分の情報は、一般の個人情報として条例の規定が適用される。)

(補論)

- ・ 番号法上「個人番号」は、定義上生存する者のものに限定されていない(上記①)。よって死者の「個人番号」についても番号法の制限は適用されるため(14条、15条)、同法19条の規定により特定個人情報の提供ができる場合以外には、「個人番号」の提供を求めてはならないこととされている(15条)。このため、内容に含まれる個人番号については、同法19条に掲げる場合にのみ提供を求めることができ、この結果「個人番号」を提供する場合についても同条各号に掲げる場合に限られるものと解することができるのではなからうか。
- ・ この解釈が成り立つならば、「特定死者情報」の提供ができる場合についても、番号法の規定により生存者の特定個人情報の場合と同様の範囲となるものと解される。よって、死者の情報を個人情報(特定個人情報)に含めたとしても、死者の個人番号を提供できる場合の範囲に差異は生じないと解されるのではなからうか。
- ※ ただし、国のQAでは「特定死者情報(個人番号をその内容に含む死者の情報)は特定個人情報に該当しない限りにおいて、番号法第20条の規定の適用はなく、その収集、保管は制限されず、また、特定死者情報に含まれる死者の個人番号の提供を求めることは番号法15条との関係で制限されません」とある。

◎ 情報提供ネットワークシステムでの提供(19条)

- ※ 条例で死者の情報を「個人情報(特定個人情報)」に含めたとしても、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムで情報のやり取りができるのは、生存する者の情報に限られるため、番号法と抵触・矛盾の問題は生じないと解される。

○ 死者の個人番号を含む個人情報は、番号法21条が規定する情報提供ネットワークシステムを利用して照会・提供ができる「特定個人情報」ではないため、同システムでの情報のやり取りはできない。(情報提供ネットワークシステムの利用対象外。ただし、「特定死者情報」は、生存する遺族の「特定個人情報」でもあると解する場合(後掲③参照)、「特定個人情報」の概念は実質的に死者の情報にも広がることになると思われる。)

《例2 番号法29条による行政機関個人情報保護法の読み替え規定》

③ 条例による目的外利用の制限（生命等保護時のみ目的外利用可）の規定について

※ 「特定死者情報」の利用制限については、条例の規定により生命等保護のためのみ目的外利用を認めるという制限を課すこととなるが、番号法との矛盾・抵触は生じないのではないか。

○ 条例の「特定個人情報」に死者の情報を含むこととする場合

- ・ 「特定死者情報」は、条例の目的外利用の制限にかかり、生命等保護のためのみ目的外の利用ができることとなる。このことは「特定死者情報」については、目的外利用の制限について厳格化することとなる。
- ・ しかし、番号法の趣旨は、同法29条又は30条で行政機関個人情報保護法を読み替えている規定からすると、生存する者の特定個人情報についての目的外利用を生命等保護等のため以外での利用を制限することにあるのであって、そもそも番号法が規定していない「特定死者情報」の目的外利用制限をどのようにするかは、各自治体に委ねている趣旨であるといえるのではないか。
- ・ 「特定死者情報」の目的外利用を一般の個人情報と区別して目的外利用の範囲を限定する条例の意義は、「特定死者情報」であっても、①「本人の死の時点を境として、保護の対象ではないとして取り扱いが異なることは適当でなく、(中略)適正な取扱いをする必要」があること(「現行条例制定時の答申」P7)、及び②番号法が求める生存者の情報の保護措置に準じて厳格な保護措置を取ること、本市の個人情報保護の観点からも有意義であることにあると考えられる。

④ 条例による提供の制限の規定について

※ 特定死者情報の提供の制限については、条例の規定により禁止されることとなる(番号法19条による場合に限定)が、番号法との矛盾・抵触は生じないのではないか。

○ 条例の「特定個人情報」に死者の情報を含むこととする場合

- ・ 「特定死者情報」は、条例で提供が禁止され、番号法19条の場合にのみ許容することとする。
- ・ しかし、番号法の趣旨は、特定個人情報を同法19条の場合以外に提供できないこととするところにあるのであって、それに含まれない「特定死者情報」の提供制限をどのようにするかは、各自治体に委ねている趣旨であるといえるのではないか。
- ・ 「特定死者情報」の提供を禁止する条例の意義は、①「本人の死の時点を境として、保護の対象ではないとして取り扱いが異なることは適当でなく、(中略)適正な取扱いをする必要」があること(「現行条例制定時の答申」P7)、及び②番号法が求める生存者の情報の保護措置に準じて厳格な保護措置を取ること、本市の個人情報保護の観点からも有意義であることにあると考えられる。

⑤ 開示・訂正・利用停止等の請求者の任意代理人への拡大の規定について

※ 死者を含まない場合でも「特定死者情報」は遺族の特定個人情報として開示請求等の場合に任意代理人の規定が適用され、死者を定義に含むこととした場合と取り扱いとは実質的に異ならないのではないか。

○ 条例の「特定個人情報」に死者の情報を含むこととする場合

- ・ 表面的には、死者の「特定個人情報」も任意代理人への請求が認められるとすると、請求権を拡大するという評価を与えることができる。
- ・ すなわち、そもそも死者の情報には本人の任意代理の観念が認められないところ、現行の条例の解釈では、死者の生存する親族を本人とする情報という位置づけで開示請求を認めている(福岡市「個人情報保護制度の手引き」P33 第18条関係解説,「現行条例制定時の答申」P17)。死者の生存する親族が「特定個人情報」を開示請求するときは、これら本人(遺族)の任意代理人(遺族の任意代理人)については、請求権を拡大するという評価ができる。
- ・ 一方、次の「死者情報を含まない場合」に記すように、特定個人情報に死者を含まない場合であっても、「特定死者情報」は生存する遺族の特定個人情報であると解するならば、上記の死者を含む定義による場合と異なることはないと解される。
- ・ 仮に、「特定個人情報」に死者を含むことによって代理請求の範囲が拡大されることがありうるとしても、番号法は死者を含まない「特定個人情報」については少なくとも任意代理人による請求を認める趣旨と解され、これに加えて死者の情報について生存する遺族の代理人からの請求を認めることは、番号法の趣旨に反するものではなく、地方公共団体の裁量に委ねられていると解されるのではないか。

○ 「特定個人情報」に死者の情報を含まない場合

- ・ 死者の情報で個人番号の情報を含むものは、定義上「特定個人情報」ではないので、一見任意代理人による請求はできないように見える。
- ・ ただし、上記のように死者には、本人の代理の観念がない。そして死者の情報を遺族本人の情報として位置づけると、死者の情報は遺族本人の「特定個人情報」と位置づけられ、任意代理人による請求が認められる旨の解釈(下記参考文献参照)がなされている。
- ・ なお、このように、「死者特定個人情報」は生存する遺族の「特定個人情報」でもあると解する場合、「特定個人情報」の概念は実質的に死者の情報にも広がることになると思われる。

「個人番号を付して利用される死者情報は、一般的に遺族等の生存する者の個人情報ともいえるものと考えられるので、番号法が個人情報を生存する個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものに限定していても、死者の個人番号が付された情報は、同時に遺族等の生存する者の個人情報として特定個人情報に関する規制を受けることにな(る)。」(宇賀「番号法解説(実務編)P115)

⑥ 情報提供記録に関する開示・訂正時の移送を行わない規定及び訂正時の総務大臣への通知の規定

※ 特定死者情報の情報提供等記録は請求時の移送の実益もなく、訂正時の総務大臣への通知も任意であると解されるのではないか。

○「特定個人情報」に死者を含むこととする場合

- ・ 「情報提供等記録」は、番号法23条の規定に基づき記録される情報である(改正例では、定義は法23条を引用した規定としている)。このため、番号法上(これを引用する市の条例上も)「情報提供等記録」は死者を含まない情報のやり取りを記録するものとされている。この限りでは番号法において記録すべき情報について開示・訂正時に総務大臣に通知すれば足りるものと解され、死者を含む特定個人情報の情報提供等記録の部分の開示・訂正情報については、移送の実益もなく、またそもそも法律上記録義務もなく、総務大臣への通知は自治体の任意による提供であると解されるのではないか。
- ・ 一方、市が独自に死者の情報を含む特定個人情報も情報提供ネットワークシステムで記録することとする場合でも、死者の情報の開示・訂正について総務大臣に通知するか否かは、法が要求しているところではないため、市の裁量にゆだねられていると解されるのではないか。
- ・ なお、前述⑤のように「特定個人情報」の概念は実質的に死者の情報にも広がるとなると、情報提供ネットワークシステムの提供記録や開示・訂正時の通知も一律に行う必要がある可能性がある。

⑦ 特定個人情報の利用停止事由の追加(特定個人情報に係る目的外利用制限、収集・保管制限、提供制限違反)及び情報提供等記録は停止を認めない規定

※ 死者を含まない場合でも「特定死者情報」は遺族の特定個人情報として停止請求ができると解され、死者を定義に含むこととした場合と取り扱いは実質的に異ならないのではないか。

○「特定個人情報」に死者を含むこととする場合

- ・ これらの特定個人情報の取り扱い違反の事由を拡大した範囲については、死者の情報の部分の違反行為について拡大することとなる。その意味で厳格化される

規定となるように見える。

- ・ しかし、死者の個人情報の利用停止請求権を行使できるのは、死者には「本人」の観念がないため、生存する遺族がその情報の本人として利用停止を請求することとなる(上記⑤任意代理人の項を参照)。このことは、「個人情報」の定義に死者を含む場合(本市条例)と、これを含まない国の行政機関個人情報保護法とでも、解釈は異ならないと解される。

⑧ 開示請求についての他の制度との併存を認める規定

※ 死者を含まない場合でも「特定死者情報」は遺族の特定個人情報として開示制度の規定が適用されると解され、死者を定義に含むこととした場合と取り扱いは実質的に異なるのではないか。

○ 「特定個人情報」に死者を含むこととする場合

- ・ 死者の情報の部分について、他の開示制度との選択が許されることとなり、その意味で制限が緩和されることとなるように見える。
- ・ しかし、死者の情報を開示請求は、生存する遺族がその情報の本人として請求することとなり、このことは個人情報(特定個人情報)の定義に死者を含むか含まないかで異なるところはないことは、前述⑤のとおりである。